

クロス再生洗浄でコスト削減

東京ルールが実施されて、退去時精算が一段と複雑になってきました。

例えば、お客様の中にはクロスが6年経っているから、1%の過失負担金で済むだろうとか、東京ルールのガイドラインを盾に色々と言われるお客様が増加してきております。



「原状回復を巡るトラブルとガイドライン」によると、壁紙の汚れは、日常の通常使用で発生するが、入居者様の管理状態が悪い場合に発生した損傷、又は、拡大したと考えられるもの、台所の油污れや、通常のクリーニングで取れないタバコのヤニ等については入居者様負担での原状回復義務が検討されるとあります。

しかし現状はどのような状態になっているだろうか？

通常の生活汚れという言葉自体が曖昧なものになり、結局見積りをした人の判断や裁量が振り分けの内容を左右するものとなっています。

又、契約時に特約を入れても裁判になれば負けてしまったという前例もあります。

私の会社はそんな事は無い！
ちゃんと東京ルールに則って振

り分けをしている、と自負しておられる方もおそらくおられると思います。

しかしここで言いたい事は、東京ルールが出来た事により、確実にオーナー様の負担が増え揉める退去者も増加したという事です。

つまり、これからの原状回復工事に求められているのは、いかに退去者と揉めずに、オーナー様とお客様のコストを落とす事が出来るかという点です。

そんな時に特に役立つのが、サンリミックス工法であるクロス再生洗浄【特許】3261499です。

このクロス再生洗浄は、体に影響の無い薬剤を使用し、クロスを張替することなくクロスを洗浄して綺麗にしてしまうという工法です。

オーナー様や、退去者様、強いては管理会社様にも大きなメリットがある商品だと弊社は感じております。

又クロスを張替した時に出るゴミも削減でき、環境問題にも貢献できます。

その他、弊社ではクロス再生洗浄の技術だけで無く、様々な部分からコストを落とす努力を日々行っております。

一度原状回復工事の見積を見ていただければ実感頂けると思っております。

是非この機会に一度ご連絡して下さい。

御社様のお力になります。宜しくお願致します。



アーネスト株式会社

〒160-0022

東京都新宿区新宿5-12-1

新水ビル4F

TEL 03-3335218366

FAX 03-5269-0333

担当 藤原